

# マイナ手続きポータルから 申請した年金記録等の見方

全国市町村職員共済組合連合会

令和7年4月版

# 年金加入記録

① 作成年月日：令和 7年 3月 3日

## 年金加入記録

番号	加入制度	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
1	公務員共済組合	平成12年04月01日		298月

加入月数合計	船員割増月数	合計
298月	0月	298月

ご利用者本人様のこれまでの年金加入履歴・加入期間が加入制度ごとに一覧形式で表示されます。

- ① 作成年月日は、年金記録電子交付依頼を受け、年金システムからデータを出力した日となっています。
- ② 資格喪失年月日欄は、退職した日の翌日が表示されます。現在在職中の方は、資格喪失年月日欄は空欄になっています。
- ③ 船員であった期間がある場合は、合計欄には、割増しされた月数が加算されて表示されます。

### ☀ 用語の説明

#### 加入制度

ご本人様がこれまで加入していた年金制度を表しています。加入制度には、地方公務員、国家公務員等の区別なく、「公務員共済組合」と表示しています。

# 年金見込額

① 作成年月日：令和 6年12月27日

## 年金見込額

年金を受けられる年齢	64歳到達時	65歳到達時
老齢厚生年金	(報酬比例部分) 487,126円	(報酬比例部分) 487,126円
		(経過的加算部分) 264円
経過的職域加算	58,608円	58,608円
老齢基礎年金		448,800円
年金額合計	545,734円	994,798円

加入期間合計	22年 0月	(264月)
--------	--------	--------

※加入期間合計は、現職の場合60歳の誕生日の前日まで算入しています。

【将来受給予定の特別支給の老齢厚生年金及び経過的職域加算額の見込額】

②

1 これまでの加入実績 に応じた公務員共済期間に係る公的年金の見込額の計算

(1) 老齢厚生年金

報酬比例部分	平成15年3月までの平均標準報酬月額①	給付乗率	平成15年3月までの加入月数⑥	平成15年3月までの期間に係る年金額	A
	0円	0.000	0月	0円	
	平成15年4月から現在までの平均標準報酬額③	給付乗率	平成15年4月から現在までの加入月数⑦	平成15年4月から現在までの期間に係る年金額	B
	336,802円	5.481 /1000	263月	485,501円	
				A+B ⇒	485,501円

(2) 経過的職域加算額

	平成15年3月までの平均給料月額②	給付乗率	平成15年3月までの加入月数⑥	平成15年3月までの期間に係る年金額	C
	0円	0.000	0月	0円	
	平成15年4月から平成27年9月までの平均給与月額④	給付乗率	平成15年4月から平成27年9月までの加入月数⑧	平成15年4月から平成27年9月までの期間に係る年金額	D
	356,496円	1.096 /1000	150月	58,608円	
				C+D ⇒	58,608円
				合計 ⇒	544,109円

③

2 60歳まで組合員 であると仮定した公務員共済期間に係る公的年金の見込額の計算

(1) 老齢厚生年金

報酬比例部分	平成15年3月までの平均標準報酬月額①	給付乗率	平成15年3月までの加入月数⑥	平成15年3月までの期間に係る年金額	E
	0円	0.000	0月	0円	
	平成15年4月から60歳までの平均標準報酬額⑤	給付乗率	平成15年4月から60歳までの加入月数⑨	平成15年4月から60歳までの期間に係る年金額	F
	336,649円	5.481 /1000	264月	487,126円	
				E+F ⇒	487,126円

(2) 経過的職域加算額

	平成15年3月までの平均給料月額②	給付乗率	平成15年3月までの加入月数⑥	平成15年3月までの期間に係る年金額	G
	0円	0.000	0月	0円	
	平成15年4月から平成27年9月までの平均給与月額④	給付乗率	平成15年4月から平成27年9月までの加入月数⑧	平成15年4月から平成27年9月までの期間に係る年金額	H
	356,496円	1.096 /1000	150月	58,608円	
				G+H ⇒	58,608円
				合計 ⇒	545,734円

④

備考

## ご利用者本人様の公務員共済期間に係る公的年金の見込額を表示しています。

- ① 作成年月日は、年金記録電子交付依頼を受け、年金システムからデータを出力した日となっています。
- ② これまでの加入実績を基にした試算結果を表示しています。
- ③ 組合員の方は、60歳まで組合員であると仮定した試算結果を表示しています。
- ④ 年金額の算定式は、年金受給開始時点の計算式を表示しています。このため、65歳未満で年金受給開始となる方は、該当年齢到達時点の計算式を、65歳に年金受給開始となる方は、65歳到達時点の計算式を表示しています。

### 用語の説明

#### **老齢厚生年金**

厚生年金に加入していた人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満了したときに、65歳から老齢基礎年金に上乗せして受ける年金です。年金額は、「平均標準報酬月額×給付乗率×加入月数」で計算されます。

#### **経過的加算部分**

特別支給の老齢厚生年金は、定額部分と報酬比例部分を合算して計算します。65歳以降の老齢厚生年金は、それまでの定額部分が老齢基礎年金に、報酬比例部分が老齢厚生年金に相当します。しかし、当分の間は老齢基礎年金の額より定額部分の額のほうが多いため、65歳以降の老齢厚生年金には定額部分から老齢基礎年金を引いた額が加算されます。これを経過的加算といい、65歳以降も60歳台前半からの年金額が保障されることとなります。

#### **経過的職域加算**

平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置として、その期間に応じた職域部分の年金が、経過的職域加算として支給されます。

## 老齡基礎年金

国民年金に原則として10年以上加入した人が65歳から受ける、全国民に共通した年金です。年金額は40年加入した場合が満額となり、加入年数がそれに満たない場合は、その期間に応じて減額されます。

## 平均標準報酬月額／平均標準報酬額

平均標準報酬月額とは、「被保険者であった期間の標準報酬月額の合計」を「被保険者であった期間の月数」で割った額で、年金額の計算の基礎となるものです。平均標準報酬月額の算出に当たっては、過去の標準報酬月額については、現在の価値に換算するため、実際の標準報酬月額に再評価率をかけて計算しています。

なお、平成15年4月の総報酬制導入以後の期間は、過去の標準報酬月額と賞与を合算した額となり、「平均標準報酬額」と呼ばれます。

## 支給開始年齢

老齡厚生年金、および老齡基礎年金の支給開始年齢をあらわしています。老齡厚生年金および老齡基礎年金は、法律上65歳から支給開始となりますが、生年月日に応じて、60歳台前半に経過措置である「特別支給の老齡厚生年金」が支給される場合もあります。

# 保険料納付額

① 作成年月日 : 令和 7年 3月 4日

## 保険料納付額

②

④

### 【給料の保険料納付額】

給料支給時期	月数	標準報酬月額	保険料納付額
令和05年04月～令和05年08月	5月	620,000円	283,650円
令和05年09月～令和06年03月	7月	530,000円	339,465円

### 【期末手当等の保険料納付額】

③

期末手当等支給時期	標準賞与額	保険料納付額
令和05年06月	1,139,000円	104,218円
令和05年12月	1,131,000円	103,486円

ご利用者本人様の対象年度内の前年度の保険料納付済額が一覧形式で表示されます。

- ① 作成年月日は、年金記録電子交付依頼を受け、年金システムからデータを出力した日となっています。
- ② 標準報酬月額に対する保険料納付額を表示しています。
- ③ 標準賞与額に対する保険料納付額を表示しています。
- ④ 保険料納付額は、標準報酬月額もしくは標準賞与額に掛金率および月数を乗じています。

## ☀ 用語の説明

### 標準報酬月額（保険料納付済額）

報酬とは、基本給のほか役付手当、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えたもので、臨時に支払われるものや3ヶ月を超える期間ごとに受ける賞与等を除いたものをいいます。報酬月額を1等級（8万8千円）から32等級（65万円）までの32等級に分け、その等級に該当する金額を標準報酬月額といいます。標準報酬月額は原則として年に一度見直されます。

## 標準賞与額

賞与とは、いかなる名称であるかを問わず、労働の対価として受けるすべてのもののうち、3ヶ月を超える期間ごとに受けるもののことをいいます。その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額とします。支給1回につき、標準賞与額の上限は150万円です。

## 保険料納付額

標準報酬月額をもとにした保険料納付額は、保険料率を乗じた上で、円位未満を切り捨て、月数を乗じた額です。また、標準賞与額をもとにした保険料納付額は、標準賞与額に保険料率を乗じて、円位未満を切り捨てた額です。

# 標準報酬月額等の記録

①

作成年月日：令和 6年12月27日

頁数：1 / 1

② ③ ④ ⑤

## 標準報酬月額等の記録

支給時期	標準報酬月額	標準賞与額	支給時期	標準報酬月額	標準賞与額
平成15年04月～平成27年09月	( 280,000円) 350,000円	0円			
平成27年10月～平成28年09月	( ) 320,000円	0円			
平成28年10月～令和07年02月	( ) 320,000円	0円			

ご利用者本人様のこれまでの標準報酬月額および標準報酬賞与額が一覧形式で表示されます。

- ① 作成年月日は、年金記録電子交付依頼を受け、年金システムからデータを出力した日となっています。
- ② 対象の標準報酬月額および標準賞与額が最高限度額または最低限度額に該当する場合、金額の後ろに「\*」が付加されます。
- ③ 昭和56年4月以降、平成27年9月までについては、( )内に給料の月額を併記しています。
- ④ 昭和56年4月以降、平成27年9月までの標準報酬月額については、給料月額に手当率1.25（特別職は1.00）を乗じて得た額を表示しています。
- ⑤ 平成27年9月までの標準賞与額には、平成15年4月以降の期末手当等の額（千円未満切捨て）を表示しています。



# 給付算定基礎額残高

① 作成年月日：令和 6年12月27日

## 給付算定基礎額残高

入金期月	② 標準報酬月額	③ 付与額	利息	④ 給付算定基礎額残高
2024/01	320,000円	4,800円	28円	480,880円
2024/02	320,000円	4,800円	28円	485,708円
2024/03	320,000円	4,800円	28円	490,536円
2024/04	320,000円	4,800円	28円	495,364円
2024/05	320,000円	4,800円	29円	500,193円
2024/06	320,000円	4,800円	29円	505,022円
2024/07	320,000円	4,800円	29円	509,851円
2024/08	320,000円	4,800円	30円	514,681円
2024/09	320,000円	4,800円	30円	519,511円
2024/10	320,000円	4,800円	113円	524,424円
2024/11	320,000円	4,800円	114円	529,338円
2024/12	320,000円	4,800円	115円	534,253円

※過去1年間の給付算定基礎額残高を表示しています。  
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

年金払い退職給付加入期間		9年 3月
付与率	令和06年01月～令和06年12月	1.500%
基準利率 (年率)	令和06年01月～令和06年09月	0.070%
	令和06年10月～令和06年12月	0.260%

ご利用者本人様の過去1年間の給付算定基礎額残高の履歴が、入金期月ごとに一覧形式で表示されます。

- ① 作成年月日は、年金記録電子交付依頼を受け、年金システムからデータを出した日となっています。
- ② 標準報酬月額は、同月に受けた期末手当等の額を含みます。
- ③ 付与額は、標準報酬月額に対して下表の付与率を適用したものの、利息は、付与額と前月の給付算定基礎額残高に対し下表の基準利率を適用したものとなります。
- ④ 給付算定基礎額は、前月までの給付算定基礎額残高は、前月までの給付算定基礎額残高に対して、付与額および利息を加えたものです。
- ⑤ 付与額及び利息を算出するための付与率および基準利率を表しています。



## 用語の説明

### 標準報酬月額（給付算定基礎額残高履歴）

報酬とは、基本給のほか役付手当、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えたもので、臨時に支払われるものや3ヶ月を超える期間ごとに受ける賞与等を除いたものをいいます。報酬月額を1等級（8万8千円）から32等級（65万円）までの32等級に分け、その等級に該当する金額を標準報酬月額といいます。標準報酬月額は原則として年に一度見直されます。

なお、給付算定基礎額残高履歴における標準報酬月額は、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

### 付与額

標準報酬月額に対して、付与率を適用して得た額です。

### 利息

前月の給付算定基礎額残高および当月の付与額に対して、基準利率を適用して得た額です。

### 給付算定基礎額残高

前月までの給付算定基礎額残高に対して、付与額および利息を加えたものです。

### 付与率

給付算定基礎額のうち、付与額を求めるための率です。

### 基準利率

前月までの給付算定基礎額残高に対して、付与額および利息を加えたものです。